

平成十二年法律第二百二十七号

## 二 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

三

- |  |  |
|--|--|
| <p><b>第一章</b> 総則（第一条～第三条）</p> <p><b>第二章</b> 情報の公表（第四条～第九条）</p> <p><b>第三章</b> 不正行為等に対する措置（第十条～第十三条）</p> | <p><b>第四章</b> 適正な金額での契約の締結等のための措置（第十二条・第十三条）</p> |
| <p><b>第五章</b> 施工体制の適正化（第十四条～第十七条）</p>  | <p><b>第六章</b> 適正化指針（第十八条～第二十一条）</p>              |
| <p><b>第七章</b> 国による情報の収集、整理及び提供等（第二十二条・第二十三条）</p>   |  |

<p>二 設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。次項において同じ。）の発注を行う法人であること。</p> <p>この法律において「公共工事」とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。</p> <p>この法律において「建設業」とは、建設業法第二条第二項に規定する建設業をいう。</p> <p>この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。</p> <p>（公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項）</p> <p>第三条 公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところにより、その適正化が図られるなければならない。</p> <p>一 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。</p> <p>二 入札に参加しようし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること。</p> <p>三 入札及び契約からの他の不正行為の排除が徹底されること。</p> <p>四 その請負代金の額によつては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること。</p> <p>五 契約された公共工事の適正な施工が確保されること。</p>	<p>二 契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項</p> <p>（特殊法人等による情報の公表）</p> <p>第六条 特殊法人等の代表者（当該特殊法人等が独立行政法人である場合にあつては、その長。以下同じ。）は、前一条の規定に準じて、公共工事の入札及び契約に関する情報を公表するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（地方公共団体による情報の公表）</p> <p>第七条 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で政令で定めるものを公示しなければならない。</p> <p>二 地方公共団体の長は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。</p> <p>一 入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項</p> <p>二 契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項</p> <p>（公正取引委員会への通知）</p> <p>第九条 前二条の規定は、地方公共団体が、前二条に規定する事項以外の公共工事の入札及び契約に関する情報の公表に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。</p> <p>（公正取引委員会への通知）</p> <p>第十条 各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長（以下「各省各庁の長等」という。）は、それぞれ国、特殊法人等又は地方公共団体（以下「国等」という。）が発注する公共工事の入札及び契約に関する法律（昭和二年法律第五十四号）第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その実事を通知しなければならない。</p> <p>（国土交通大臣又は都道府県知事への通知）</p> <p>第十一條 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関する事項</p>
--	---

共工事の受注者である建設業者（建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。次条において同じ。）に次の各号のいずれかに該当するに疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

一 建設業法第八条第九号、第十一号（同条第九号に係る部分に限る。）、第十二号（同条第九号に係る部分に限る。）、第十三号（同条第九号に係る部分に限る。）若しくは第十四号（これらの規定を同法第十七条において準用する場合を含む。）又は第二十八条第一項第三号、第四号（同法第二十二条第一項に係る部分に限る。）若しくは第六号から第八号までのいずれかに該当すること。

二 第十五条第二項若しくは第三項、同条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の八第一項、第一項若しくは第四項又は同法第十九条の五、第二十六条第一項から第三項まで、第二十六条の二若しくは第二十六条の三第七項の規定に違反したこと。

（第四章 適正な金額での契約の締結等のための措置（入札金額の内訳の提出）

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない。

（各省各庁の長等の責務）

第十三条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によつては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

各省各庁の長等は、公共工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならぬ。



第一項の改正規定（「第八条第一項」を「第八条」に改める部分に限る。）、第七十条の十五に後段を加える改正規定、同条に一項を加える改正規定、第八十四条第一項の改正規定、第八十九条第一項第二号の改正規定、第九十条の改正規定、第九十一条の二の改正規定（同条第一号を削る部分に限る）、第九十三条の改正規定並びに第九十五条の改正規定（同条第一項第三号中「第三号を除く。」を削る部分、同条第二項第二号中「第九十一条第四号若しくは第五号（第四号に係る部分に限る。）、第九十二条の二第一号」を削る部分（第九十二条の二第一号に係る部分を除く。）及び第九十五条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同条第二項の次に二項を加える部分を除く。）並びに附則第九条、第十四条、第十六条から第十九条まで及び第二十条第一項の規定、附則第二十一条中農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二号）第七十二条の八の二及び第七十三条の二十四の改正規定並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

#### 第一条 附 則（平成二十六年六月四日法律第五五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
 一 第一条（建設業法目次、第二十五条の二十  
 七（見出しを含む。）及び第二十七条の三十  
 七の改正規定並びに同法第四章の三中第二十  
 七条の三十八の次に一条を加える改正規定に  
 限る。）及び附則第七条の規定（公共工事の  
 入札及び契約の適正化の促進に関する法律（次  
 する法律の一部改正に伴う経過措置）  
 第四条 第二条の規定による改正後の公共工事の  
 共工事の施工については、新入札契約適正化法  
 第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例に  
 よる。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置によ  
 る。

（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第四条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### 第一条 附 則（平成二七年九月一日法律第六六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

#### 第一条 附 則（令和元年六月一二日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 第一条 附 則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を経過した日から施行する。

#### 第一条 附 則（令和三年五月一九日法律第三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。

#### 第一条 附 則（令和六年五月一九日法律第四九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年五月一九日から施行する。

二 略

三 第一条（建設業法第十九条の三に一項を加える改正規定、同法第十九条の五に一項を加える改正規定、同法第十九条の三に一項を加える改正規定、同法第十九条の六の改正規定定、同法第二十条の改正規定、同法第二十四条の五の改正規定、同法第二十八条第一項の改正規定、同法第三十四条の改正規定、同法第四十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定及び同法第四十二条の二第三項の改正規定（「第十九条の三」を「第十九条の三第一項」に改める部分に限る。）を除く。）及び第二条（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の第十一条第二号の改正規定及び同法第十二条の改正規定を除く。）の規定並びに次条第二項及び附則第三条の規定（公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。）

第五条 前三条に定めるもののか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

第六条 前二条に定めるもののか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

第七条 前二条に定めるもののか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）